

年月日		～2025年3月31日			3月31日▷	◀4月1日			備考
工事進捗		工事着手済みの場合			新法施行日		工事未着手の場合		
3月31日時点の確認申請等の進捗状況		<p>* 工事着手は「杭打ち工事」「地盤改良工事」「山留工事」「根切工事」の開始等を指します。</p> <p>* 工事着手日は中間・完了検査申請書第三面で確認します。日付記載をお間違いなく</p>			<p>旧法確認済み4/1以降着工の建築物（型式は※4参照）で、他に計画の変更がなく、完了検査時に省エネ基準適合の確認のみ要する場合、計画変更確認は原則不要ですが、速やかに「省エネ審査①～③」図書を添えて「軽微な変更」をご提出下さい。</p>				
○確認済証の交付を受けている場合	手続き等	構造審査	省エネ審査	手続き等	構造審査	省エネ審査	検査		
	<p>* 計画の変更（軽微な変更を除く）が無い場合は特段の手続き不要です。</p>	<p>①旧四号・型式の審査特例は施行後も引き続き適用されます。</p> <p>②上記は検査特例も同様です。</p> <p>* 軽微な変更において同様（採光、構造、その他）</p>	<p>①住宅（長屋・共同住宅含む）は特段の審査を要しません。</p> <p>②省エネ適合判定済み建築物で変更ある場合は別途手続きが必要</p> <p>③上記以外の場合は、※3に留意</p>	<p>★三号建築物を除き、右記審査を要します。</p> <p>速やか（検査前）に原則【計画変更確認】をご申請願います。</p>	<p>★三号・型式を除き審査「要」</p> <p>①仕様規定（壁量等、新旧規定併存）</p> <p>②構造計算（構造適判対象の場合は従前どおりの取扱いとなります。）</p>	<p>★三号を除き審査「要」</p> <p>①仕様基準（適判不要）</p> <p>②評価書等添付（適判不要）</p> <p>③省エネ適判（単独申請又は設計評価等と同時申請）</p>	<p>3/31以前に着工済みの特例建築物を除いて、</p> <p>中間・完了</p>		
◆新規確認申請	4/1以降のご申請				新様式+右記の図書を添えてご申請下さい。	★三号・型式を除き審査「要」	★三号を除き審査「要」	<p>検査時には構造規定と省エネ基準の適合確認が必須（☆）</p> <p>速やかに必要図書を揃えて手続きを終了させ、検査をご申請下さい</p>	
	本申請（引受済み）審査継続中（未了）	<p>【特記】 交付が4/1以降となる申請は右記取扱いとなります。 ※1</p>			<p>※1：お手数ですが取下げ+再申請の取扱いとなります。</p> <p>（新様式+右記図書等）</p>	<p>①仕様規定（壁量等、新旧規定併存）</p> <p>②構造計算（構造適判対象の場合は従前どおりの取扱いとなります。）</p>	<p>①仕様基準（適判不要）</p> <p>②評価書等添付（適判不要）</p> <p>③省エネ適判（単独申請又は設計評価等と同時申請）</p>		
	事前申請済み（新法）審査継続中				<p>※2：4月1日以降順次本申請に切替・消防同意送付となります。</p>	<p>*上記いずれかの図書等を揃えて添付頂くことになります。（計画変更確認に同じ）</p>	<p>*上記いずれかの図書等を揃えて添付頂くことになります。（計画変更確認に同じ）</p>		
◇計画変更確認申請	[ケースA] 3月31日以前に工事着手済み建築物の計画変更確認	<p>手続き等</p> <p>* 通常の計画変更確認申請となります。</p> <p>・構造適判または省エネ適判の変更は別途手続きが必要</p>	<p>構造審査</p> <p>①旧四号・型式の審査特例は施行後も引き続き適用されます。</p> <p>②構造計算（適判対象含む）の審査は従前と同じ扱い</p> <p>③棟数が増える変更は、※3参照</p>	<p>省エネ審査</p> <p>①住宅（長屋・共同住宅含む）は特段の審査を要しません。</p> <p>②省エネ適合判定済み建築物で変更ある場合は手続きが必要です。</p> <p>③棟数が増える変更は※3参照</p>					
	[ケースB] 4月1日以降に工事着手する建築物の計画変更確認	<p>【特記】 *複数棟計画の場合、その一部でも3/31以前に着手済であれば上段の取扱いとなります。</p>			<p>手続き等</p> <p>◆新規確認と同様新様式及び右記の審査を含めての確認審査です。</p>	<p>★三号・型式を除き審査「要」</p> <p>①仕様規定（壁量等、新旧規定併存）</p> <p>②構造計算（構造適判対象の場合は従前どおりの取扱いとなります。）</p>	<p>★三号を除き審査「要」</p> <p>①仕様規定（適判不要）</p> <p>②評価書等添付（適判不要）</p> <p>③省エネ適判（単独申請又は設計評価等と同時申請）</p>	<p>(☆共通)</p>	
補足説明		<p>※1 手数料に関してお支払い済みの場合はご返金し、改めて施行後審査の追加事項を含め請求させていただきますので宜しくお願い致します。</p> <p>※2 本申請への切替は確認申請書の新様式（記入項目の追加等あり）+必要図書等揃えて頂く必要がありますので、宜しくお願い致します。</p> <p>※3 確認時に予定の無かった建築物（棟）を新たに追加する（例：2棟計画⇒3棟に変更）場合は、追加した建築物毎について構造・省エネの審査（適判含む）が必要となりますのでご注意ください。</p> <p>※4 旧法確認済みの型式建築物は4/1以降も構造審査不要（特例継続）ですが、完了検査までに省エネ基準の確認（省エネ適合証、評価書等）が必要となります。</p>							